

## まつどSDGsロゴマーク使用取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、まつどSDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは別図1のとおりとし、使用するカラーは別図2のとおりとする。

### (使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合を除き、まつどSDGsロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、松戸市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が施策の推進を目的として使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請を必要としないと市長が認めた場合

### (使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、まつどSDGsロゴマーク使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) SDGsの達成に寄与しない活動、又は寄与しないおそれがあるとき。
- (2) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とするとき。
- (5) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不適當であるとき。

3 市長は、前1項の承認をする場合は、条件を付することができる。

### (使用の期間)

第5条 ロゴマークを使用できる期間は、申請時に定めのない場合は使用を許可した日から当該使用を許可した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の期間の満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、

第3条の規定による申請を行い、前条第1項の規定による使用の承認を受けなければならない。

#### (使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を得た範囲で使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) ロゴマークの形状やカラーを変更せず、正しく使用すること。
- (5) ロゴマークを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 市長から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態を報告すること。
- (7) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

#### (使用の変更)

第7条 第4条第1項により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が承認を受けた事項を変更しようとするときは、まつどSDGsロゴマーク使用承認変更申請書（第3号様式）に変更に係る書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、まつどSDGsロゴマーク使用承認（不承認）変更通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

#### (使用の承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

- 2 前項の規定により使用の承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、当該使用の承認を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等を

してはならない。

- 3 承認取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、承認取消者の負担でこれを行い、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(使用料)

第9条 ログマークの使用料は、無料とする。

(使用に起因する問題)

第10条 使用者は、ログマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ログマークの使用に起因する問題により松戸市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別図1 デザイン

①



②



別図2 カラー（国連作成の SDGs の 17 アイコンカラーに対応しています）



① C1 M100 Y92 K0	R229 G36 B59	HEX#E5243B
② C18 M37 Y100 K1	R221 G166 B58	HEX#DDA63A
③ C81 M15 Y100 K2	R76 G159 B56	HEX#4C9F38
④ C16 M100 Y86 K7	R197 G25 B45	HEX#C5192D
⑤ C0 M90 Y94 K0	R255 G58 B33	HEX#FF3A21
⑥ C82 M7 Y9 K0	R38 G189 B226	HEX#26BDE2
⑦ C0 M31 Y100 K0	R252 G195 B11	HEX#FCC30B
⑧ C29 M100 Y70 K27	R162 G25 B66	HEX#A21942
⑨ C0 M71 Y98 K0	R253 G105 B37	HEX#FD6925
⑩ C6 M98 Y9 K0	R221 G19 B103	HEX#DD1367
⑪ C0 M45 Y96 K0	R253 G157 B36	HEX#FD9D24
⑫ C18 M48 Y100 K2	R191 G139 B46	HEX#BF8B2E
⑬ C74 M32 Y95 K19	R63 G126 B68	HEX#3F7E44
⑭ C96 M41 Y6 K0	R10 G151 B217	HEX#0A97D9
⑮ C75 M4 Y100 K0	R86 G192 B43	HEX#56C02B
⑯ C100 M71 Y22 K5	R0 G104 B157	HEX#00689D
⑰ C100 M86 Y29 K23	R25 G72 B106	HEX#19486A